

第62号議案

ふじみ野市下水道条例の一部を改正する条例

ふじみ野市下水道条例（平成17年ふじみ野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年8月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。